

▼INDEX

- 1 新規上場承認会社を公表しました
- 2 新着アナリストレポートのご案内
- 3 証券取引等監視委員会コラム

※ 以下については、証券取引等監視委員会のホームページ掲載にあたり、上記目次の3.を抜粋しております。

3 証券取引等監視委員会コラム

グローバル化への対応について(その4)

前3回にわたり、市場・取引のグローバル化に対する当委員会の対応について述べることとし、9月15日に発表した、我が国証券市場における(株)日本航空株式に係る不適切な取引について、香港の証券先物委員会が在香港投資運用会社及びその最高運用責任者に対して行った処分を始め、これまでの国際協力の実績について説明させていただいた。

さらに、前回は、そうした、今回の事案等を支える、いわばバックグラウンドとしての国際協力の枠組みであるMOU等の概要について述べさせていただいた。

前回は、イ)各国の証券規制当局は、相互に情報交換協力を行うことを約し、円滑な情報交換が行えるよう、必要な諸事項(支援の範囲や提供情報の取扱い等)を取り決めた枠組みを締結するようになったこと、ロ)こうした枠組みを締結するため、相互主義に基づき、お互いに情報提供の根拠規定等が整備することとし、この協力枠組み文書のことを、通常、Memorandum of UnderstandingあるいはStatement of Intentと呼び、証券規制当局間では、その前者の頭文字をとって、「MOU等」としていること、ハ)そして金融庁は、市場のつながりや、相手国との関係の重要性、相互主義の確保、地域的な観点などを踏まえて、1997年から2006年にかけて、中国(1997年)、シンガポール(2001年)、米国(2002年)、オーストラリア(2004年)、香港(2005年)、ニュージーランド(2006年)の証券規制当局との間で、二当局間でのMOU等を締結してきたことを説明させていただいた。

しかし、上記の特定の二当局間のMOU等だけでは、全世界的な金融取引の密接な

関係性、クロスボーダー化が一層進展する中で、協力網の構築の方が遅れてしまうおそれがある。こうしたことから、多当局間、すなわち、いかなる地域の当局とも適宜、情報交換協力を提供しあえる、いわゆるマルチの MOU 等の枠組みの必要性の認識が国際的な証券規制当局間で共有されるようになった。

こうした問題意識から、世界の証券規制当局で構成される IOSCO (国際証券監督者機構) は、多当局間ベースの情報交換枠組みの構築に取り組み、2002 年 5 月、Multilateral Memorandum of Understanding concerning Consultation and Cooperation and Exchange of Information、いわゆるマルチ MOU として、多当局間での覚書の枠組みを策定した。

この覚書に署名した各国当局は、覚書の文字通り、違反行為者の証券、デリバティブ取引情報の交換、支援要請を行う事案に関して自国の嫌疑者に供述を求める等の協力を行うことが相互に可能となり、また、求められることとなる。

このマルチ MOU については、策定当初は、枠組みへの参加は、各国当局の任意であったが、2005 年 4 月の総会において、IOSCO の全メンバーに対し、早急にマルチ MOU に署名申請し、審査プロセスを完了すること等の決議がなされ、各国当局に対して、マルチ MOU の署名を義務付け、そのための国内法制の整備等と呼ばかっている。

我が国は、署名申請の後、審査を経て、2008 年 2 月に、金融庁が署名を完了している。これにより、当委員会もマルチ MOU の活用が可能となった。また、その後も、全世界の各国当局が署名すべく審査等のプロセスが行われ、IOSCO の会議等で審議が行われているが、こうした努力にも、我が国、金融庁・監視委員会は、積極的に参加しているところである。

こうした努力の結果、2011 年 7 月現在では、マルチ MOU には、全世界の 80 の証券規制当局が署名するに至っている。内訳は、欧州 39、米州 12、アジア 16、アフリカ 13 の各当局である。

さて、こうした努力により、意見交換、情報交換の枠組みが整備されたとしても、それは枠組みがある、枠組みに参加している、というに留まり、これを有効に活用するためには、外国とのコミュニケーション能力や外国法制等に通じた人材を育成するとともに、彼らが、様々な場を通じて、外国規制当局と面談等を行い、円滑な人的ネットワークを形成していくことが求められる。

当委員会の第七期活動方針の「2(3)市場のグローバル化への対応」において、「クロスボーダー取引や投資ファンド等の市場参加者の国際的活動が日常化していることを踏まえ、海外当局等と密接に連携しながら、グローバルな市場監視対応に取り組んでいきます」とし、「そのため、一層の人材育成や体制整備を進めていきます」と述べているのも、こうした趣旨である。

従って、当委員会は、海外規制当局における監視や検査手法の習得などのため、いわばOJTで彼らと直接触れ合う機会を作ることとし、米国証券取引委員会(SEC)、米国証券先物取引委員会(CFTC)、英国金融サービス機構(FSA)等が主催する研修に職員を派遣し、また、米国SEC、米国CFTC、香港SFC等には実際に働く現場に職員を派遣してきている。

こうした経験を経た職員や、海外との金融取引等に経験を有する職員(当委員会は、民間専門家等を積極的に採用している)などを含め、約30名により、本年8月、事務局取引調査課にクロスボーダー取引等を利用した不公正取引の実態解明を専門に担当する国際取引等調査室を設置し、市場監視に取り組んでいるところである。

しかし、9月15日に発表した、我が国証券市場における(株)日本航空株式に係る不適切な取引について香港の証券先物委員会が在香港投資運用会社及びその最高運用責任者に対して行った処分においても、行為時から処分時までかなりの時間を要している。海外との連携は、言語の壁、法制の壁、そしてそれを越えるための人的な信頼関係の構築まで、まだまだ課題は多いと言える。

今回の国際取引等調査室の設置も、その第一歩であり、引き続き、クロスボーダー取引の迅速かつ効果的な監視を可能とする体制作りに取り組んで参る所存である。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

☆著者紹介 寺田 達史

岐阜県出身 1984年東大法学部卒業後、大蔵省(当時)に入省。金融庁総務企画局、証券取引等監視委員会、検査局勤務を経て、2009年金融庁総務企画局市場課長。2010年7月30日より現職(証券取引等監視委員会事務局総務課長)

■証券取引等監視委員会ホームページ

<http://www.fsa.go.jp/sesc/> <http://www2.ose.or.jp/r/c.do?2PQ_7Fg_oN_mmp>

■証券取引等監視委員会では、新着情報やその活動状況を掲載したメールマガジンを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>